

教育実習にかかわる高等学校と大学の連携の現状

The Current Status of the High School-University Collaboration in Teaching Practice

青山 和弘* 金澤 昭良**

Kazuhiro Aoyama Akira Kanazawa

概要

教育実習の意義は、教師を志望したり、教職員免許状の取得を目指したりする学生が、実際の学校教育の現場で教育活動において求められる専門的な知識と技能についての直接的な体験をするとともに、教師という立場から学校教育の実践に関して教育活動全体への理解を深めることを通して教師への志望を確認したり、学校教育の在り方を考察したりすることができることである。こうした意義をもつ教育実習を充実したものとするためには、高等学校（受け入れ側）と大学（送り出す側）との信頼関係に基づいた連携が重要である。本稿では本学と道内の高等学校等における、教育実習の受入に係る連携の現状（実際）に特に焦点を当てて、高等学校と大学（本学）との連携の現状について考察する。

1. はじめに

学校教育は教師の力（資質能力）に負うところが大きい。したがって、教員の養成、採用、研修といった教師の職能の成長や向上に係る取組は教育改革の重要な柱とあってよい。最初にそれらの中から教員養成の改革の動向に着目するとともに、特に「教育実習」に関する内容について見ておく。

中央教育審議会（以下「中教審」という。）は2006（平成18）年に「今後の教員養成・免許制度の在り方について（答申）」を取りまとめ、教職課程の質的水準の向上に関して教職課程の改善・充実に向けた取組の重要性を指摘し、「教育実践演習（仮称）」の新設・必修化などとともに、教育実習の改善・充実—大学と学校、教育委員会の共同による次世代の教員の育成—を提言した。この答申を受けて、教育実習を実施するに当たっては「教育実習等の受入先の協力を得て、その円滑な実施に努めなければならない」（教育職員免許法施行規則第25条の5）とされた。

2015（平成27）年に取りまとめられた中教審「これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について～学び合い、高め合う教員養成コミュニティの構築に向けて～（答申）」では、教員養成の全国的な水準を確保する必要性から、大学が教職課程を編成するに当たって参考とする指針（教職課程コアカリキュラム）を関係者が共同で作成することが提言された。この答申を踏まえて、文部科学省教職課程コアカリキュラムの在り方に関する検討会は2017

（平成29）年に教職課程コアカリキュラムを取りまとめた。教員養成を行う大学はこの教職課程コアカリキュラムと教育委員会が定める「校長及び教員としての資質の向上に関する指標」などを踏まえて、教職課程を編成し、2019（令和元）年度から実施している。

2. 教職課程における「教育実習」

教職課程コアカリキュラムは、教育職員免許法及び同施行規則に基づき全国すべての大学の教職課程で共通的に修得すべき資質能力を示すものである⁽¹⁾。

このカリキュラムに規定されている、教育実践に関する科目である「教育実習」は、教職課程の一部として大学の責任において実施するものであるが、教育実習校等の協力に基づいて行われるものであることから、大学は学生が「教育実習」において修得すべき資質能力を身に付けることができるように学生への指導や学校等への支援を行うことが重要である⁽²⁾。

そのため、学生を送り出す側の大学は教職課程コアカリキュラムに示されている「教育実習」の全体目標はもとより、①事前指導・事後指導に関する事項や②観察及び参加並びに教育実習校の理解に関する事項、③学習指導及び学級経営に関する事項について、学生への指導を充実させる必要がある。加えて、教育実習校との良好な関係の下、目標等の共有と適切で円滑な実施に努める必要がある。

* 北海道科学大学全学共通教育部基盤教育グループ

**北海道科学大学全学共通教育部数理情報教育グループ -1-

3. 教職課程の運営に係る学内体制

教員養成を行う大学は、大学内の各学部・学科や大学外の関係機関との連絡調整等を行う組織を設置している。この組織は教職課程の編成やカリキュラムの検証と改善、教職実践演習の実施と評価、教職指導の企画・立案・実施、教育実習等における学校や教育委員会との連携協力など、大学全体として教職課程について責任をもって運営していく上での中心的な役割を担っている。

本学では「北海道科学大学教職課程委員会」という名称で設置しており、委員会の構成員は委員長（1名）、教職専任教員（1名）、各学科教員（6名）、学務部教務課長（1名）である。定例の会議は年4回（前期中2回、後期中2回）開催され、そのほか必要に応じて開催される。教育実習に関しては、定例の会議において実施計画や実施結果等についての報告が行われる。

なお、教育実習を適切に実施するためには、学校等の理解と協力が不可欠である。本学では学生が高等学校において教育実習を行うに当たっては教職専任教員と学務部教務課が学生の受入等に関しての連絡調整を行っている。

4. 教育実習校

本学の教職課程を履修し、所定の単位を修得して取得することがきる教員免許状は高等学校教諭一種「工業」「数学」「情報」の3教科である。これらの教員免許状を取得するため、高等学校において原則2週間の教育実習を実施しており、本学の学生の受入を基本的に承諾している4校（表1）とその都度受入の可否を打診する手続を行う、学生の出身校に実施を依頼している。

ただし、教育実習の受入を承諾している高等学校といっても受入人数や受入教科の調整は必要であり、こうした点では学生の出身校に受入を依頼する場合とほぼ同様の手続をする必要がある。

学生の出身校は北海道内はもとより、本州の都府県の場合もある。

表1 教育実習受入を承諾している高等学校

設置区分	高等学校名
公立	北海道札幌工業高等学校
公立	北海道札幌琴似工業高等学校
公立	北海道小樽未来創造高等学校
私立	北海道科学大学高等学校

5. 教育実習受入に係る現状

例年、本学学生の教育実習の一層の改善・充実を図るとともに、教育実習の円滑な実施のために、各学生の教育実習期間中に教職専任教員（2名）が手分けして教育実習校を訪問し、学生との面談と必要に応じての指導、授業参観、当該高等学校の管理職や教育実習担当教諭等との懇談・協議を行っている。

2020（令和2）年度、本学でも新しい教職課程による学生の履修が始まったことを契機として、今後の教育実習の円滑な実施の参考とするため、教育実習の受入手続等に係る高等学校と大学との連携の在り方に焦点を当てた質問項目を用意し、本学の学生を受け入れている北海道内の教育実習校（22校）や研究調査で訪問した高等学校（7校）の合計29校の管理職や教育実習担当教諭と協議し、各高等学校における教育実習の受入についての現状把握を行った。

なお、29校のうち公立高等学校が28校、私立高等学校が1校である。

5.1 高等学校との協議内容

高等学校の管理職や教育実習担当教諭との協議において、訪問した高等学校で共通して話題にした内容は次の①～⑭である。

- ①学校において、教育実習に関する規定を定めているか
- ②教育実習の受入に当たっての資格（条件）はどのようなものか
- ③受入が可能な教科・科目に条件はあるか
- ④例年の受入時期はいつごろか
- ⑤受入期間は何週間か
- ⑥教育実習の申込する際の受入（担当）窓口はどこ（だれ）か
- ⑦教育実習の申込期限はいつまでか
- ⑧教育実習の申込に当たって提出が必要な書類等（例：申込書、作文など）は何か
- ⑨書類（文書）等をどのようにして入手することができるか
- ⑩教育実習に関する事項（申込方法、期限、書類の様式など）はどのように周知しているか
- ⑪教育実習の受入決定はいつごろか
- ⑫教育実習受入の可否はどのように連絡するか
- ⑬普通科高等学校として「高校工業」の免許取得予定の学生の受入は可能か
- ⑭教育実習について、学生を受け入れる立場から、大学（送り出す側）に対する要望等があるか

5.2 高等学校の現状

前項で示した①～⑭において、学生を送り出す側の大学と教育実習を希望する学生が、高等学校との間で円滑に教育実習の手続等を行うために特に重要であると考えられる項目の集計結果等は次のとおりである。

・教育実習に関する規定

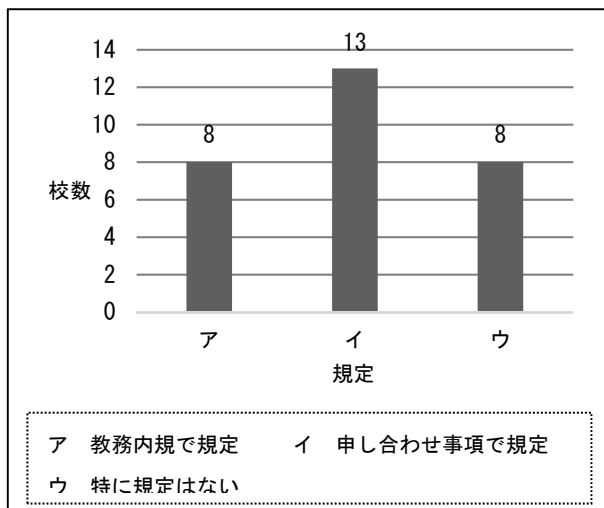


図1 教育実習に関する規定の整備状況

教務内規や申し合わせ事項で教育実習に係る規定を整備している高等学校は21校(72.4%)、ほかの8校(27.6%)は明文化された規定はなく、教育実習が慣習的に実施されるという位置付けとなっていると考えられる。

・受入に必要な資格(条件)〔複数回答可〕

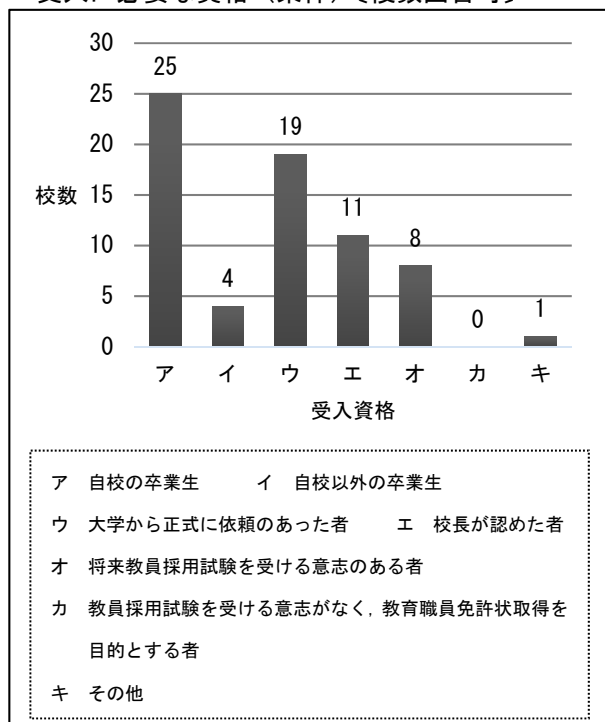


図2 教育実習受入資格(条件)の状況

「ア 自校の卒業生」と回答した高等学校は25校で全体の86.2%に達した。次いで19校(65.5%)の高等学校が「ウ 大学から正式に依頼のあった者」としている。「イ 自校以外の卒業生を受け入れる高等学校」は4校(13.8%)と少ない現状にあり、教育実習の実施に当たっては、学生の出身校の理解と協力に大きく依存していると考えられる。

「キ その他」の1校の資格(条件)は、受入決定後に実習科目や実習期間の変更があることを了承する者という条件である。

・受入窓口

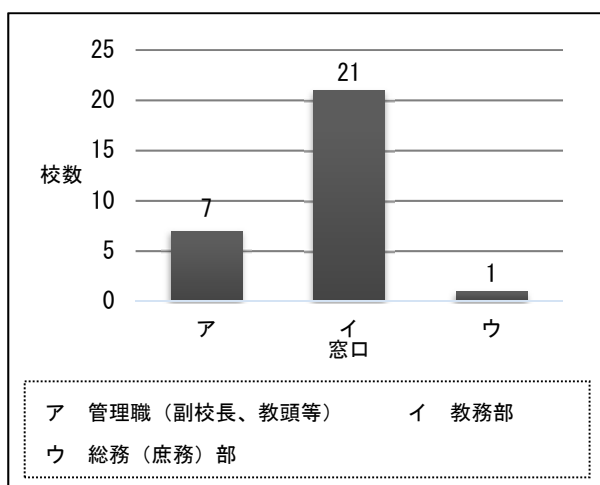


図3 教育実習受入を担当する窓口の状況

教育実習に関する受入窓口は、21校(72.4%)が教務部となっている。

・実習希望者からの申込期限

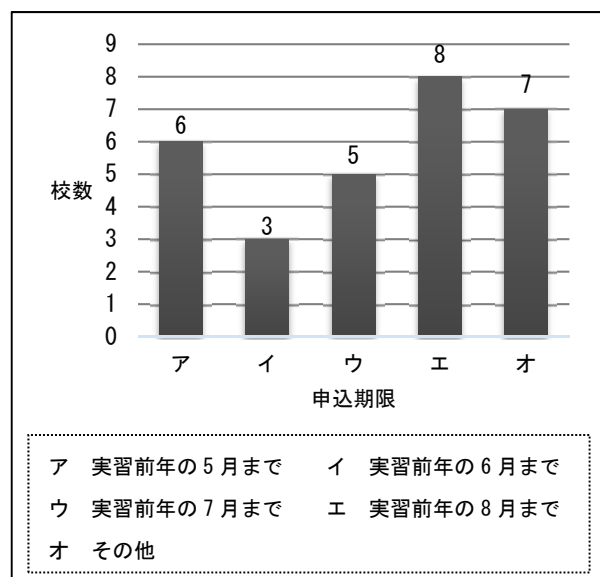


図4 教育実習の申込期限の状況

教育実習の申込は、「ア 実習前年の5月まで」が最も早い期限である。したがって、学生に対して3年次の4月には教育実習の申込を行うよう指導す

る必要があると考えられる。「オ その他」の7校の内訳は、実習前年の9月までが6校、実習前年の10月までが1校である。

- ・教育実習の申込に当たって提出が必要な書類等〔複数回答可〕

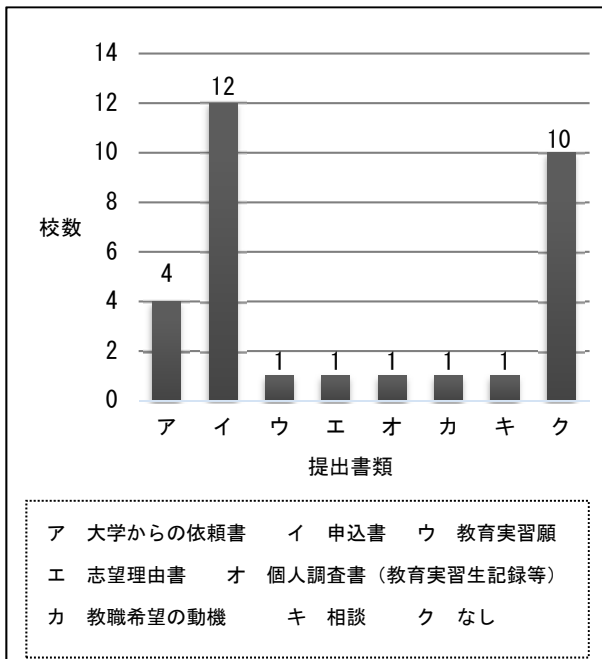


図5 教育実習申込に必要な書類等の状況

学生が教育実習を申し込む際には、12校(41.4%)が「イ 申込書」の提出を求めている。その一方で、「ク なし」という高等学校が10校(34.4%)である。

- ・教育実習申込に必要な書類等を入手する方法〔複数回答可〕

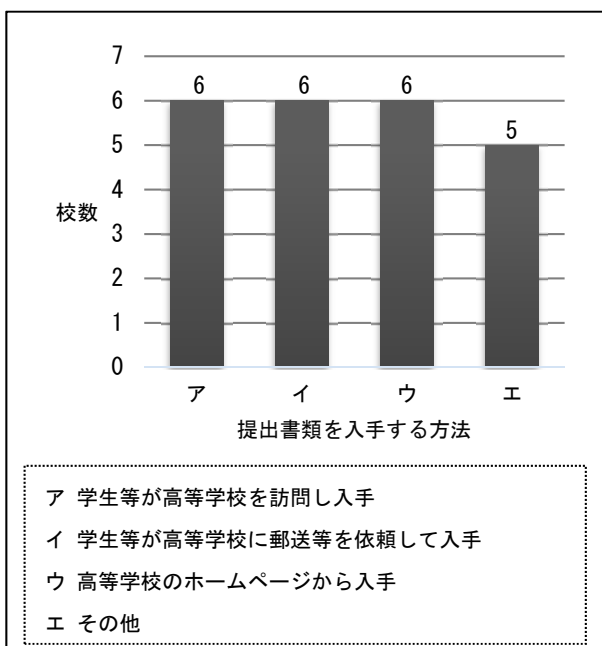


図6 書類等の入手方法の状況

入手方法としては、高等学校を訪問して入手、高等学校に郵送を依頼して入手、高等学校のホームページから入手がそれぞれ6校であった。

「エ その他」は、高等学校が学生の口頭での申込(電話や訪問での確認)で可とするもので、書類等を必要としないものである。

- ・教育実習に関する事項(申込方法、期限、書類の様式など)の公開等

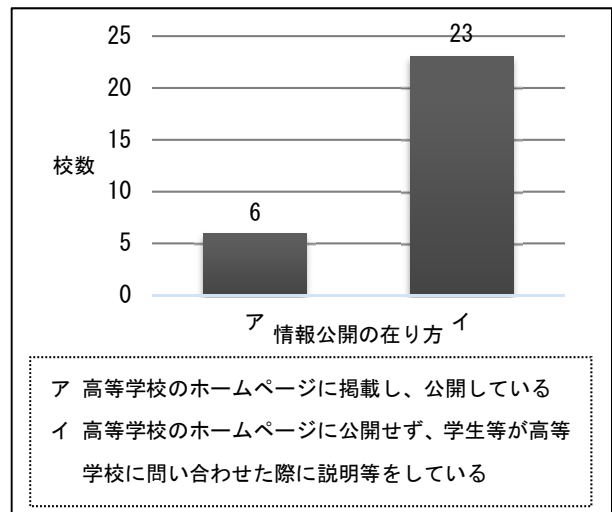


図7 教育実習に関する内容等の公開状況

教育実習に関する内容等(申込方法、期限、書類の様式など)を「ア 高等学校のホームページで公開している」のは6校(20.7%)であった。

北海道のすべての高等学校がホームページを開設しており、卒業証明書や成績証明書などの発行に関する情報を公開しているという状況と比較すると、ホームページ上での教育実習に関する情報提供はあまりなされていないと言える。

6. まとめ

北海道の高等学校が教育実習を実施するに当たっての手続等には統一されたものはなく、それぞれの高等学校の手続等によって行われていることがわかる。

したがって、高等学校での教育実習を希望する学生が希望する高等学校に連絡を取り、申込をすることから手続が始まり、その過程で学生と大学、高等学校が連携していくことになる。

今回の現状把握を含めた協議内容などをもとにして北海道内の高等学校の教育実習受入等の手続を整理すると、次の①～③に大別することができる。

- ①学生又は教職専任教員が高等学校に電話等で連絡した段階で教育実習受入の内諾を得るこ

とができ、後日、大学から高等学校へ依頼文書を送付することで申込が完了する。

②学生が高等学校に電話等で連絡をして高等学校に出向き、実習予定教科の高等学校教員との面談に臨む。その上で高等学校が内諾した場合は、大学から高等学校へ依頼文書を送付することで申込が完了する。

③学生が高等学校の指定する様式の申込書等を提出し、それに基づいて高等学校が受入の可否を決定して学生又は大学に通知する。この通知を受けて、大学から高等学校へ依頼文書を送付することで申込が完了する。

①～③の手続等の流れについては、「教育実習」を履修している学生への全体指導で周知しておくべき内容である。

また、大学が教育実習を希望するそれぞれの高等学校の手続等を各学生に事前に情報提供することが考えられる。今回の現状把握で得た内容で言えば、教育実習の申込期限、申込に必要な書類等、書類等の入手方法、ホームページでの公開状況である。

高等学校のホームページに関して言えば、北海道札幌啓成高等学校のホームページでは、「教育実習願」「志望理由書」をダウンロードすることができるとともに、留意事項が示されている⁽³⁾。また、北海道札幌あすかぜ高等学校のホームページには申込書類として「教育実習申請書」「教育実習カード」が掲載されているだけでなく、「教育実習規定」も掲載されていることで、学生は申込手続はもとより教育実習全般についての留意点を詳しく理解することができる⁽⁴⁾。

このほか、教育実習申込時ではなく、教育実習受入の承諾後に麻疹・風疹の予防接種済証（写し）の提出又は麻疹・風疹の抗体検査の実施と結果（写し）の提出を求める高等学校もある⁽⁵⁾。

このように北海道の高等学校では、教育実習の受入手続等がそれぞれの高等学校で異なることから、学生が教育実習を円滑に行うことができるようにするためや、大学と高等学校が教育実習について適切に連携するためには、大学が各高等学校で必要とする手続等がどのようなものであるかを把握し、理解しておくことが望ましい。

その上で、教育実習を申し込む前のガイダンスの機会を活用するなどして学生に対して適切に情報提供することが効果的である。

教育実習を充実したものとするとともに、円滑に

実施するためには、高等学校（受け入れ側）と大学（送り出す側）との連携と協力が不可欠である。制度的な面での連携は言うまでもなく、双方の信頼関係に基づく実質的な連携を実現することが重要であると考えられる。

今後も教育実習校との間での現状把握のための協議を通して情報収集を積極的に行うとともに、意思疎通を通して相互理解を一層深め、顔の見える信頼関係を構築することが肝要である。加えて、学生へのガイダンスと指導の充実を図るため、収集した情報の周知と活用法を検討し、学生に還元することが求められる。

参考文献

- (1) 文部科学省コアカリキュラムの在り方に関する検討会：教職課程コアカリキュラム，p. 2，2017，
https://www.mext.go.jp/component/b_menu/shingi/toushin/_icsFiles/afieldfile/2017/11/27/1398442_1_3.pdf.
- (2) 文部科学省コアカリキュラムの在り方に関する検討会：前掲書，p. 28.
- (3) 北海道札幌啓成高等学校：令和3年度に本校で教育実習を希望される方へ，2021年2月18日，
<http://www.sapporokeisei.hokkaido-ed.jp/Home/sotugyousei/R3kyoikuzissyu/R3kyoikuzissyuannai.html>.
- (4) 北海道札幌あすかぜ高等学校：教育実習の申請，2021年2月18日，
<http://www.asukaze.hokkaido-ed.jp/jimu.html>.
- (5) 市立函館高等学校：令和2年度教育実習生受入に係る麻疹・風疹の対応について，p. 1，2020.